

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	4
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	5
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	6

令和8年6月30日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	神奈川中央交通株式会社（法人番号：6021001036307） 代表者 今井 雅之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県平塚市八重咲町6-18 (伊勢原営業所) 神奈川県伊勢原市鈴川24
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月5日及び令和7年12月1日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年6月30日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社鉾田タクシー（法人番号：6050002029622） 代表者 山本 邦子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県鉾田市安房南前1230-2 (本社営業所) 茨城県鉾田市安房南前1230-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月5日及び令和7年10月27日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年6月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社仁科観光（法人番号：1030002119710） 代表者 仁科 陽子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県飯能市川寺475-13 (本社営業所) 埼玉県飯能市川寺475-13
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年4月30日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年6月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20260604	株式会社 海老名相中(法人番号4021001019478) 代表者 石川 哲也	神奈川県厚木市栄町1丁目1番7号	本社営業所	神奈川県海老名市河原口4-4-8	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和8年4月22日、重大事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	0	0
20260609	大宮交通 株式会社(法人番号6030001001526) 代表者 矢部 順子	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町3丁目422-1	本社営業所	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町3丁目422-1	輸送施設の使用停止(85日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和7年6月4日及び令和7年9月18日、救護義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	9	9
20260609	株式会社 平和観光(法人番号2030001013062) 代表者 成川 勇一	埼玉県さいたま市桜区五関335-1	さいたま営業所	埼玉県さいたま市桜区大字下大久保103コーポソレイユ202号	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第38条第1項	令和7年8月28日及び令和7年9月18日、救護義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
20260612	ZSA商事 株式会社(法人番号2040001097781) 代表者 鄭 龍江	東京都江戸川区本一色1-7-15 シバビル102	船橋営業所	千葉県船橋市二和東6-24-14-101	事業停止(30日間)	道路運送法第86条第1項	令和8年5月14日、成田国際空港での現地調査による客引き行為の現認を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件違反(道路運送法第86条第1項)	30	30
20260623	株式会社 アシスト(法人番号8010601027540) 代表者 久保 裕介	東京都墨田区東墨田3-21-28	三鷹営業所	東京都三鷹市井口3-11-1	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和8年4月16日、法令違反の疑いがあることを端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	5	5

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年7月3日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社 モアライフ 代表者：石井 克昌 東京都葛飾区四つ木5丁目8番1号
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	城東営業所 東京都葛飾区四つ木5丁目8番1号
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分60日間及び輸送施設の使用停止処分98日 車
(5) 主な違反事項	点呼の実施義務違反（物自動車運送事業輸送安全規則第7条）
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年8月29日、同年9月5日、同年9月11日及び同年9月16日に監査を実施。10件の違反が認められた。 (1) 疾病のおそれのある乗務員等の運行業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項） (2) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (3) 業務記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (4) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (5) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (6) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (7) 日常点検の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第47条の2） (8) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条） (9) 事業報告書及び事業実績報告書の提出義務違反（貨物自動車運送事業報告規則第2条） (10) 自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 70点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 70点